

ろうどうしゃさいがいほしょうほけん ろうさい
1労働者災害補償保険(労災): 仕事や通勤の途中にけがや病気をした時に必要
 こようほけん しつぎょう とし ひつよう
2雇用保険: 失業した時に必要
 けんこうほけん びょうき とし しぼう しゅっさん とし ひつよう
3健康保険: 病気やけがの時、死亡や出産の時に必要
 ねんきんほけん ろうれい しょうがい しぼう かね はら
4年金保険: 老齢、障害、死亡についてお金が払われる

ろうどうしゃさいがいほしょうほけん ろうさいほけん 1労働者災害補償保険(労災保険)

- 労働者が、仕事や通勤の時に災害にあつて、けがをしたり病気をしたり、死亡したりした時に、保険制度で補償をする国の制度。
- 個人でも、法人でも、1人でも労働者を雇っている事業主(会社など)は、必ず加入しなければならない。
- 保険料は、事業主が全額負担する。

りょうよう きゅうふ 療養の給付	して いびょういん りょうよう 指定病院での療養 して いびょういん い が い りょうよう ひ ょう 指定病院以外での療養の費用
きゅうぎきゅうふ 休業給付	ちんぎん う ひ つかいじょう とし きゅうふ う 賃金を受けられない日が4日以上になった時に給付を受ける
しょうがい ほしょう きゅうふ 障害(補償)給付	しょうびょう なお しょうがいとうきゅう がいとう しんたいしょうがい のこ とし う 傷病が治って、障害等級に該当する身体障害が残った時に受ける ねんきん しょうがいとうきゅう きゅう きゅう 年金＝障害等級1級～7級 いちじきん しょうがいとうきゅう きゅう きゅう 一時金＝障害等級8級～14級
いぞく ほしょう きゅうふ 遺族(補償)給付	ろうどうしゃ しぼう とし きゅうふ う 労働者が死亡した時に給付を受ける ねんきん いったいようけん いぞく 年金＝一定要件の遺族がいる いちじきん いったいようけん いぞく 一時金＝一定要件の遺族がいない
そうさいりょう そうさいきゅうふ 葬祭料(葬祭給付)	ろうどうしゃ しぼう そうさい おこな ばあい 労働者が死亡し、葬祭を行う場合
しょうびょう ほしょう ねんきん 傷病(補償)年金	りょうよう か い し ねん げつ なお しょうびょうきゅう きゅう きゅう 療養を開始して1年6か月たっても治らず、傷病等級1級-3級に がいとう とし 該当する時

かいご ほしろう きゅうふ 介護(補償)給付	しょうがいねんきん しょうびょうねんきん じゆきゆうしゃ かいご ひつよう ばあい 障害年金、または傷病年金の受給者で、介護が必要な場合
に じ けんこうしんだんとうきゅうふ 二次健康診断等給付	いち じ けんこうしんだん いってい ようけん み ばあい 一次健康診断で一定の要件を満たした場合

ろうさい にんてい
労災の認定について

- ※ろうどうしゃ こうい お びょうき ろうさい にんてい
※労働者のプライベートな行為で起きた病気やけがは労災とは認定されない
- ※とくに びょうき ばあい げんいん なに しょうめい むずか
※とくに病気の場合、その原因が何かを証明するのは難しい

こようほけん 2雇用保険

●目的＝労働者が失業した場合に、その人が再就職するまでの生活を安定させること。また、求職活動の斡旋や指導などを行って再就職しやすくすること。

●加入できる人：31日以上雇用されるだろう人+1週の労働時間が20時間以上

●1人でも労働者を雇っている事業主(会社など)は、必ず加入しなければならない。

●保険料は、事業主も労働者も負担する。(平成23年度は一般事業の場合、給与の労働者6／1000、事業主9.5/1000)

しつぎようきゅうふ 失業給付

- ①求職者給付⇒この中の「基本手当」が一般には「失業保険」と言われる
- ②就業促進給付
- ③教育訓練給付
- ④雇用促進給付

しつぎようほけん う と ようけん 失業保険が受け取れる要件

- ①仕事をしたい、仕事ができる状態にある
 - ×妊娠している ×病気やけが ×結婚して家事に専念
- ②雇用保険に12か月以上加入していた(1月に11日以上働いていること)
 - ※倒産、解雇などの場合は「特定受給資格者」となり、6か月の加入でOK

しつぎようほけん きんがく 失業保険の金額

「基本手当日額」＝仕事を辞めた日の前、6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割った金額

「基本手当日額」の50%～80%が支払われる

「上限額」が決められている

30歳未満：6,455円 30歳～44歳：7,170円 45歳～59歳：7,890円 60歳～64歳：6,777円

しつぎょうほけん にっすう 失業保険の日数

ねんれい や りゆう ほけんかにゆうきかん こと
「年齢」「辞めた理由」「保険加入期間」で異なる

れい じ こつごう ていねん や さい さい ばあい
【例】自己都合や定年で辞めた、15歳～64歳の場合

ほけんかにゆうきかん こと
「保険加入期間」によって異なる

ねんみまん にち ねん ねん にち ねんいじょう にち
10年未満:90日 10年～19年:120日 20年以上:150日

しつぎょうほけん てつづ 失業保険の手続き

かいしゃ りしよくひょう
(1)会社から「離職票」をもらう

(2)ハローワークへ行って、「求職の申し込み」をして、「離職票」を出す

こようほけん ひ かにゆうしゃ ぎんこうつうちょう いんかん しゃしん ひつよう
（「雇用保険被加入者証」「住民票など住所確認のもの」「銀行通帳」「印鑑」「写真」なども必要）

じゅきゆうせつめいかい にちじ かくにん
(3)受給説明会の日時を確認して、「雇用保険受給資格者のしおり」をもらう

しゅうかん ど い しつぎょうにんてい じぶん きゅうしょかつどう ほう
(4)4週間に1度、ハローワークに行き、「失業認定」をしてもらう。自分の求職活動について報告する

かん ま きかん げつ たいききかん
※7日間の「待ち期間」や3か月の「待機期間」がある。

ちゅうい 注意すること

しつぎょうほけん しょとくぜい しゃかいほけん めん ねん まんえんいじょう う と
※失業保険には、所得税はかからないが、社会保険の面では、年に130万円以上受け取ると、
「収入」として考えられて「被扶養者」になれないこともあるので、「国民年金」「国民健康保険」に
はい ひつよう
入る必要があるかもしれない

しつぎょうほけん う と とき ばあい ほうこく うけとり
※失業保険を受け取っている時に、アルバイトをした場合は、それをきちんと報告すること（受取
く こ
は繰り越しになるだけ）

②^{しゅうぎょそくしんきゅうふ}就業促進給付・・・^{きほんてあて}基本手当の^{じゅきゅうちゅう}受給中に^{しごと}仕事が決まり、^{いってい}一定の^{ようけん}要件を満たしていたら、^{しきゅう}支給される

③^{きょういくんれんきゅうふ}教育訓練給付・・・^{しかくしゅとく}資格取得や^{のうりょくかいはつ}能力開発の^{こうざ}講座や^{つうしんきょういく}通信教育の^{ひよう}費用の^{いちぶ}一部が、^{しゅうりようご}修了後に^{しきゅう}支給される

※^{さいてい}最低でも^{ねんいじょうひ}3年以上^{ほけんしゃ}被保険者^{ひと}だった人だけ

④^{こようそくしんきゅうふ}雇用促進給付・・・「^{こうねんれい}高年齢^{こようけいぞくきゅうふ}雇用継続給付」「^{いくじきゅうぎよきゅうふ}育児休業給付」「^{かいごきゅうぎよきゅうふ}介護休業給付」がある。

3 ^{けんこうほけん}健康保険

● ^{こくみんかいほけん}「国民皆保険」

● ^{いりょうひ}医療費の3割を^{わり ふたん}負担する(70歳^{さい}～74歳^{さい}は^{しよとく}所得によって^{わり}1割^{わり}～3割、^{しょうがっこうにゅうがくまえ}小学校入学前の^{にゅうようじ}乳幼児は2割)

● ^{けんこうほけん}「健康保険」

^{たいしやう かいしや はたら ひと}
対象:会社で働く人

^{てつづ かいしや}
手続き:会社で

^{ほけんりやう かいしや ほんにん はんぶん きゆうりやう き}
保険料:会社と本人とで半分ずつ・給料をもとにして決まる

^{こくみんけんこうほけん}「国民健康保険」

^{たいしやう けんこうほけん かにゆう ひと}
対象:健康保険に加入していない人

^{てつづ し く ちやうそん やくしよ}
手続き:市区町村の役所で

^{ほけんりやう ほんにん ぜんがくふたん ぜんねん しよとく か ぞくにんずう き}
保険料:本人が全額負担する・前年の所得や家族人数で決まる

※ ^{かいごほけん}介護保険

● ^{さいいじやう ひと ほけんりやう しはら}40歳以上の人が保険料を支払う

● ^{かいご ひつやう とき ひやう わり ふたん りやう}介護が必要になった時に、費用の1割を負担して、サービスを利用することができる

● ^{しえん う ひと}支援が受けられる人

①第1号被保険者(65歳以上)で、常に介護を必要とする人や、日常生活が1人では難しい人

②第2号被保険者(40歳～64歳)で、初老期の認知賞など、老化が原因の、16種類の病気により

要介護状態や要支援状態の人

※^{し く ちやうそん かいご ひつやう にんてい ひつやう}市区町村が「介護が必要」と認定する必要がある

4 ねんきんほけん 年金保険

● もくてき ろうご しょうがい しぼう ばあい ほしょう う 目的＝老後や障害、死亡の場合に、保証が受けられること

● にほんこくないせいかつ さいいじょう さいみまん ひと ぜんいんかにゆう 日本国内生活する20歳以上60歳未満の人は、全員加入しなければならない

● しゅるい 種類

① こくみんねんきんほけん 国民年金保険

対象: こうせいねんきんほけん はい ひとぜんいん 厚生年金保険に入っていない人全員

手続き: し くちょうそん 市区町村の役所の

保険料: ほんにん ぜんがくふたん ぜんいんおな きんがく へいせい ねんど まいつき 020えん 本人が全額負担する・全員同じ金額(平成23年度は毎月15,020円)

※ ほけんりよう おさ ばあい いちぶ ぜんがくめんじょ 保険料を納められない場合は、一部または全額免除になることがある

※ だったいいちじきんせいど 脱退一時金制度

● にほん す ばあい いってい ようけん み ひと てつづ おき ねんきんほけ んりよう いちぶ もど 日本に住まなくなった場合、一定の要件を満たしている人が、手続きをすれば、納めた年金保険料の一部が戻る

※ ねんきんかにゆうき かん つうさん 年金加入期間の通算

● にほん あいてこく にほん つうさん ていけつ くに ねんきんかにゆうき かん そうご つうさん ねんきん 日本と相手国(日本と通算について締結のある国)の年金加入期間を相互に通算して年金が受けられるようにすること。

● だったいいちじきん しきゅう う ばあい き かん ねんきんかにゆうき かん 「脱退一時金」の支給を受けた場合は、その期間は年金加入期間とはならない

● にほん ねんきんつうさん ていけつ くに 日本と年金通算の締結をしている国

ドイツ・アメリカ・ベルギー・フランス・カナダ・オーストラリア・オランダ・チェコ・スペイン・アイルランド

ブラジル・スイス(国によって取り決め内容が異なる)